

福岡県公報

平成30年10月9日
第4033号

目次

告示(第833号-第841号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3

公告

- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) …………… 4
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
 - 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) …………… 8
- 雑 報**
- 平成31年度福岡県農業大学校研修科研修生の募集 (経営技術支援課) …………… 8

告 示

福岡県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成21年5月福岡県告示第857号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下大利(a)	大野城市下大利四丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第300号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

下大利(a)	大野城市下大利四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
--------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第835号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下大利(a)	大野城市下大利四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第836号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下大利(a)	大野城市下大利四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第837号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川扇谷44の6、犀川帆柱467
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第838号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字寒田189、2010の2
- 2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第839号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字曲渕字杉谷375の33、375の44から375の47まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第840号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字飯場字ハシノヲ434の10

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第841号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字松ノ尾121の1、121の2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成30年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、沼新町一丁目・二丁目・三丁目、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部及び御開二丁目・三丁目

福岡市	西区 愛宕二丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加利・大字伊登の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木、津、小保の一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	光町、宝町、大和町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
みやま市	瀬高下庄の一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	節丸・光富・上原・吉岡・綾野・下原の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、沼新町一丁目・二丁目・三丁目、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部及び御開二丁目・三丁目

福岡市	西区 愛宕二丁目・三丁目の各一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加利・大字位登の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木、津、小保の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	光町、宝町、大和町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
みやま市	瀬高下庄の一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	節丸・光富・上原・吉岡・綾野・下原の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

公告

解散した清算法人角田中部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
矢鳴 和樹	豊前市大字馬場820番地
嶋崎 勝治	豊前市大字馬場812番地 2
奥 隆	豊前市大字畠中202番地 1
青本 壽	豊前市大字中村502番地 1
宮崎 信人	豊前市大字中村727番地
眞有 道之	豊前市大字馬場1035番地
矢鳴 毅	豊前市大字馬場801番地 1
松田 一政	豊前市大字畑2289番地
森永 利信	豊前市大字中村498番地
浅尾 利美	豊前市大字中村26番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大入地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成30年10月9日から 平成30年11月6日まで	糸島市役所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成30年8月31日から 平成30年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやま市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市瀬高町本吉、瀬高町大草、瀬高町山門 地内	平成30年10月1日から 平成31年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやこ町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡みやこ町	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡小竹町大字新多	平成30年7月3日から 平成30年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2・3級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

鞍手郡小竹町大字御徳

平成30年7月18日から
平成30年12月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
都市計画基図の更新
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内	平成30年7月6日から 平成31年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量 3点
3級水準測量 1km
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区一円	平成30年5月23日から 平成31年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区西部	平成30年8月28日から 平成30年11月30日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大城一丁目477番1、477番2、478番1及び478番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市水城二丁目7番6号
伊藤 博幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市天神一丁目586番1、587番、588番、588番2、588番3、589番1及び590番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市天神一丁目18番6
長崎 英亀

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 放置車両の形態等

放置場所	久留米市津福今町477番地96号 福岡県営津福今町住宅4棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年7月12日
メーカー名	YAMAHA
種別等	二輪自動車
自動車登録番号	久留米 や 718
所有者（運輸局等照会）	田所 純一郎
車名	XJR400R
塗色	黒
車台番号	4HM-117957
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社筑後管理事務所 TEL 0942-30-2660

雑報

公告

平成31年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成30年10月9日

福岡県農業大学校長 川口 進

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする）。
- (2) 研修開始 平成31年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。
- (3) 心身ともに健康で、講義の受講や実習に支障のない者。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成31年1月4日（金曜日）から平成31年2月5日（火曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成31年2月5日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成31年2月26日（火曜日）

(3) 研修生の決定

平成31年3月4日（月曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

(1) 技術習得研修受講申込書

(2) 下記のうちいずれかの書類

1) 就農計画書（新規就農を志す者）

2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）

3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 個別経営計画策定演習

(3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）
又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる

。